

令和4年度第1回向日市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

■日 時 令和4年11月18日（金）午後2時から4時まで

■場 所 向日市役所本館3階 第7会議室

■出席者

（委員）山川肇会長、河野一武副会長、山本英毅委員、出口勝徳委員、
木村作彦委員、守井直樹委員、高野尚赫委員

（事務局）林環境経済部長、長谷川環境経済部副部長、木村環境政策課長、
横山環境政策課主幹、天野環境政策課係長

■傍聴者 2名

■配付資料

- ・次第
- ・廃棄物減量等推進審議会規則
- ・資料1 向日市一般廃棄物処理基本計画（概要版）
- ・資料1-1 向日市指定袋導入に伴う効果（家庭系のみ）
- ・資料2 令和4年度向日市一般廃棄物処理実施計画
- ・資料2-1 令和4年度取組施策
- ・資料2-2 古紙等集団回収助成金事業案内チラシ
- ・資料3 その他 検討課題
- ・資料3-1 環境省資料
- ・資料3-2 第10期市町村分別収集計画（令和4年6月）

■審議会次第

(1) ごみ減量に関する進捗状況について

(主な説明内容)

- ・令和4年3月に策定した「向日市一般廃棄物処理基本計画」について概要版を用いて目標数値を説明。
- ・「指定袋制度」が令和4年2月から始まり、2月から9月までの8ヶ月間においてごみ量の変化について報告。
- ・資料1は、向日市一般廃棄物処理基本計画の概要について記載。
計画期間は令和4年度を初年度、令和18年度を目標年度とする15年計画。
数値目標は令和18年度を目標年次として令和元年度比で設定。
減量化目標は収集ごみ量を約18%減、総排出ごみ量を約14%減とし、再生利用率目標は4.4%から16.8%に伸ばし、最終処分量削減目標は24.8%減と定めている。

- ・資料1-1は、家庭系ごみの指定袋導入に伴う効果について記載。
9月末時点での指定ごみ袋の使用率はほぼ100%。
2月から9月までにおける「もやすごみと資源ごみ」を合わせたごみ総量について、令和4年は6,371.22t、令和3年は7,073.91tであり、前年比9.93%、702.69tの減量。
「もやすごみ」について、令和4年は5,660.24t、令和3年は6,398.86tであり、前年比11.54%、738.62tの減量。
一方、資源ごみの量については、分別意識が高まり、令和4年は710.98t、令和3年は675.05tであり、前年比5.32%、35.93tの増量。

会 長：指定袋の成果が表れたと感じるが何か意見、質問はあるか。

委 員：基本計画の基準年について令和元年度ではなくて、令和3年度のデータがあるのだから、これを基準年にした方が見やすくないか。

事務局：一般廃棄物処理基本計画は令和3年度に完成したが、着手したときの最新の情報が令和元年度であったのでそこを基準年としたことを理解いただきたい。

会 長：指定袋導入の効果について、期待した通りの成果が出ていると感じている。
また、指定袋の使用率もかなり高い状態まで来ていて、本当にこれは向日市の市民の皆様の取り組みの成果であると思う。
今後の審議会に出す資料については、今回はこれでももちろん結構だが、目標値に令和元年度以降の数値がどうなっているかということと、それから目標値に対してどうなっているかということの両方がわかるような資料を審議会の際には出していただければと思う。
資料1-1では、資源ごみの他に、ペットボトル、プラスチックと古紙と、個別に記載した意図があるか。

事務局：指定袋に変わって顕著に増加した資源物の項目を挙げたもの。市民の皆様の分別意識というものがかなり高まったものと感じている。

会 長：プラスチックは前年比4割増なので、思いの外進んでいると見ていいと思う。
委員の中で、お住まいの近隣の皆様で気づいた点とか、こんな会話が合ったとか何かあれば共有いただければと思うが。

委員：ごみ袋になってからしっかり分別している人はいるが、前日に黒い袋入れて、置いて帰る人が結構いると聞いているのでその対応を議論できればと思う。

会長：指定ごみ袋の使用率自体は高いが、逆に言うとあと0.09%の人は守ってないということで、その方々への対応というのを今後どうするかということになる。他の委員はいかがか。

委員：自分の知っている範囲では、たまにマナーが悪くて、公民館の方に苦情を寄せられたことが1件あった。もやすごみは戸別収集とステーション収集があるが、あるステーションの近くの方が、いつもカラスに荒らされて、収集が終わった後に掃除をしなければならないとか、また全然違う地域に住んでいる人が持ってくるので、その場所を変えて欲しいといった意見があった。それと、分別ステーションに、収集日より前に出されて、しばらく放置されていることもあった。

委員：ごみ袋は、指定に変わってから、カラスが来なくなったという話を聞いている。袋が強いのか丈夫なのか、ネットもかけなくていいのではないかというような話も聞いている。

会長：今話を聞いて、事務局から意見はあるか。

事務局：前日出しの件については、私どもも把握し、色々な注意啓発看板を立てるなど、対策を講じ、ルールを守って出してくださいという趣旨のアナウンスはしているが、なかなか効果に繋がらないこともある。引き続き、根気よく対応していきたいと考えている。また、カラス対策については、生ごみがなるべく外に見えないように、ごみ袋の中心の方に入れるとか、カラス除けネットで対応するようにアナウンスしているので引き続きその対応をしていきたい。

会長：特定の場所や特定の人が、問題がある場合には個別対応をするということも必要になると思うので情報収集しながら、適切に対応いただければと思う。今後全体として、そういった分別等に関連する議論ができればと思う。では、次の議題に行きたいと思う。

(2) 令和4年度事業概要について
(主な説明内容)

- ・令和4年度に廃棄物減量に係る取組を報告。
- ・資料2は、令和4年3月に策定した「令和4年度向日市一般廃棄物処理実施計画」について廃棄物の予定数量、令和4年度を取組項目について説明。ここでは新たにごみ分別アプリや粗大ごみ収集インターネット受付システムの導入、古紙回収活動の支援について取組目標とする旨、計画に新たに明記したことを説明。
- ・資料2-1は、令和4年度を取組施策（予定含む）について記載。古紙等集団回収助成金事業をはじめ、古紙等回収拠点の開設、ごみ分別アプリや、粗大ごみ収集インターネット受付システムの提供、ごみ減量のしおりの改訂について進捗状況を説明。
- ・資料2-2は、令和4年7月にスタートした古紙等集団回収助成金事業の案内チラシを参考資料として紹介。

会 長：何か意見、質問はあるか。

委 員：資料2について、一般廃棄物の排出状況は何年度のデータであるかを記載しないと分からない。

事務局：令和3年度のデータであるが、上期の収集量と下期の想定量を計算して算出している。そのため、一般廃棄物処理基本計画とは合致しない。

会 長：廃棄物の計画には、法律上二つあり、昨年策定した基本計画というものと、毎年策定するこの実施計画がある。この実施計画はその年発生するごみがしっかり収集して処理できるように、収集の体制や処理施設を確認して、それを毎年粛々とやるために昔から作っているタイプの計画である。公にされている計画だが、行政内部の資料として持っているような性格が強いので、そこまで詳細ではない。委員が指摘したように、今後のごみ量データを出していく際には、しっかりと書いてわかるようにすることが重要。

委 員：資料2-1の表では令和4年度の見込みということだが、この中で家庭系のごみと事業系のごみを見比べると、事業系が3分の1あり、非常に多い。その中で、資源ごみが3トンしかないとなると、この辺りを努力することができるのかなと思うが、この事業系ごみの中にマンション系ごみが、何トンか入っているのか。

会 長：この計画における事業系の資源ごみは何か、また、マンションごみはどういう取り扱いか。

事務局：さきほど答えた実施計画の見込み量の算出方法について補足すると、令和2年度の実績と、令和3年度の上半期4月から9月の実績をもとに、令和3年度下半期見込み量を作り、それをもとに令和4年度の見込み量を算定しており、あくまでも排出見込み量ですので、令和4年度には、これぐらいのごみ量が捨てられるであろうという数字になっている。質問の事業系については、可燃ごみ多いとの話については、市としても、事業系のごみ対策がまだ十分できていないという認識はしており、今後の課題であると考えている。また、事業系マンションについては、ごみを許可事業者と個別に契約し、24時間排出できるようなマンションがあるが、そのようなマンションは、事業系としてカウントしている。

会 長：収集事業者の方が委員におられるので、事業系の資源ごみについてどのような種類を集めてどのように処理されているのか説明いただいてもよいか。

委 員：事業系の資源ごみは、古紙と段ボール、カン・ビン・ペットボトル、あとはその他プラ系統になる。

会 長：基本的には、不燃系のものというのは、本来は産廃扱いになるので、それは民間のリサイクル業者の方に行くルートはあっても、自治体の資源化設備つまり乙訓環境衛生組合の方に入るルートは基本的にはないという考え方であると思う。ただ、実施計画の中に3トンという数字が記載されているのは若干疑問に思うが。

事務局：この3トンは公共施設から排出されるカン・ビン・ペットボトルなどを乙訓環境衛生組合に運搬しているので、その数字であると認識していただければ。

副会長：この事業系ごみのうち、資源ごみの3トンは事務局が説明したとおり、公共施設から排出されるカン・ビン・ペットボトル・その他プラスチックの4種目に限って受け入れている。その他の不燃物の関係は産業廃棄物ということになる。また、マンションから出る資源ごみについては、もちろん民間のリサイクル業者に流れているか、通常のごみ収集の資源物ということになる。

会 長：マンションごみもその収集業者が収集されていると思うが、マンションから出てくるその他プラを集めてそれを乙訓環境衛生組合に持ち込むことはあるのか。

副会長：これはあくまでも事業系としてカウントされている。つまりマンションの家庭系ごみステーションから出てきても、許可業者が集めたらそれは事業系扱いということになっている。

会長：ちょっとややこしくて申しわけないが、今の資源ごみの3トンは公共施設のみで、事業系の資源については、基本的には民間の方で流れているのでここでは把握していない、できないということになっている。そのあたりを行動把握しながら、どう可燃ごみから減らしていくのか、そこはまた今後の政策課題として考えていただいたらよいと思う。

委員：可燃の事業系ごみは、市役所の方で収集されているのか。

副会長：先ほど説明した公共ごみに限るというのはあくまでも資源ごみに限った話になり、事業系の可燃ごみというのは、通常のアークまでも事業系一般廃棄物に入っているということになり、例えば町のラーメン屋の残飯とか、そういったものがこの事業系に分類されるということで、それは民間の許可業者収集しているということで、市が収集しているわけではない。

委員：その件だが、市によっては事業系のごみも家庭系廃棄物として出して良いという市を聞いたことがある。それを別途担当して管理をするとややこしいのでは。

会長：法律の方針としては排出者責任が異なるため、家庭系と事業系に分けている。特に最近改めて、環境省からも事業系については排出者が費用を負担して適切に処理し、手数料を払いましょうという方向になっているので、そういう意味では家庭系と一緒に集めることはできないから、今の方向としては、基本的に分けて収集することになり、事業系については許可業者が収集することが基本になる。ただ、非常に小さい自治体とかで分けると非常に非効率というところについては、場合によっては一緒に集めているようなところもあるが、国としての方向性としては、分けてそれぞれ違った形で集めるということになっている。

委員：教えていただきたいが、私個人の家では資源物は近くのステーション、可燃ごみは家の前に出すが、付近にあるマンションには住人用のごみ集積場がある。一般の家庭は、市の指定のごみ収集車が持っていくけれども、そのマンションは個別で契約している許可業者が収集する。同じ可燃ごみなのに、集めるところが違って、結局持っていく場所は同じところを使うんですかということになるが、

マンションに集められたその可燃ごみというのは、この事業系ごみにカウントされるということでしょうか。

事務局：その通り。

会 長：割と最近マンションでごみの出し方を自由に出せるようにするために、その許可業者に収集に来てもらって出すと。その代わり共益費に収集費用を上乗せするケースがある。それをどう扱うかっていうのはそれぞれ自治体によって違うという状況である。事務局に尋ねるが、マンションの可燃ごみ、資源ごみや粗大ごみはどのような扱いになっているのか、また許可業者と市の収集との割合は分かるか。

事務局：詳細は精査できていないが、許可業者の事業系ごみとして扱っているところは約3,000人程度あるのではないかと推測している。また、資源物については、必ずしも事業系として資源物を独自ルートで排出されているというケースばかりではない。可燃については事業系、資源物はマンション内に分別ステーションを設けて行政回収という例もあれば、既存の近隣ステーションに排出される例もあるなど様々である。

会 長：いずれにしても可燃ごみを許可業者が収集しても、分別は市の家庭ごみと同様に指導しているということである。では、次の議題に行きたいと思う。

(3) その他

(主な説明内容)

- ・資料3及び資料3-1にて検討課題を報告。
- ・資源物の収集方法及び頻度について、指定ごみ袋制度への移行により、資源ごみ量が増加している中、市民から現在の収集頻度では不便であるとの意見があることを説明。
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック新法）への対応について、令和4年4月から施行された新法により、これまで燃やすごみとして処理していたプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）の分別収集及び分別収集物の再商品化に努めることとされたが、本市では現在の分別収集に製品プラを収集する余力が無いこと、現在の処理施設では対応する能力が備わっていないこと、民間委託への安定・継続性への懸念など、現在の課題について状況を説明。
- ・資料3-2では容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき策定した第10期向日市分別収集計画（令和5年度～令和9年度）を参考に

情報共有のため配布。

会 長：排出段階の課題に関して今後の対応について委員から意見を聞きたい。

委 員：確認だが、資料3-2の14ページについて、説明して欲しい。

副会長：表の数値だが、国の指標をベースとした、向日市の全体廃棄物量から、向日市の中に例えばスチール缶が0.76%あると、100%の数字に対して、乙訓環境衛生組合に搬入する収集量は100%の中でどれぐらい集めているのかということ踏まえた数字である。

委 員：そうすると、実際の回収率が極端に低いと思うが、低い数字を目標値にするのが良いかどうか。取り組みがちゃんとできてないまま計画立てるのかというような思いになってしまう。

会 長：今回委員にはこのような行政計画文書があることを知ってもらった意図だったが、各計画の根拠となる数の算出方法が異なるため、委員の中で違和感が生じてしまっている。それぞれの計画の算出自体は間違っていないが、例えば、この分別収集計画では環境省で決められた計算式があって、それで機械的に行っている側面がある。そのため計画毎に数値が合致しないことは当然だが、その辺りの説明が必要になってくる。実態に即しているのは昨年度計画した向日市一般廃棄物処理基本計画なのでこれに沿っていけばよい。分別ステーションについて、収集頻度を上げる、コンテナを増やす、ステーションを増やして分散させる、袋収集にするなど意見はあるか。

委 員：指定ごみ袋制度に移してから、その他プラスチックは当然増えてきているが、現状の月2回収集では少なく、週に1回ぐらいは集めて欲しい。また、時間についても午前7時から午前9時が現在のライフスタイルに合わせた対応へ検討が必要と感じている。それとプラスチックについては、分別がわかりにくい。ペットボトルは分かるが、製品プラとその他プラがわかりにくいので教えて欲しい。

事務局：基本的に今、分別収集されているプラスチックは多くの自治体で容器包装のプラスチックということになる。ペットボトル以外にもレジ袋をはじめ、食品を包装している袋やトレイなど容器包装として使われているものが対象になっているが、例えば使い捨てのフォークやストローといったものは対象になってない。今

回のプラスチック新法の中で特に対象としているのが製品プラスチックとなり、使い捨てのカトラリー系食器や、ストローなどが該当する。

委員：卵のパックをもやすごみに出されているので指導をしないとイケない。

委員：プラスチック新法への対応が課題になっても、現状は分別されても処理ができな
いという認識で良いか。

副会長：容器包装プラスチックについては現状の施設で処理可能だが、製品プラスチック
までも処理できるだけの施設能力はないので建て替える際は検討する必要がある。
る。

会長：処理能力と言え、破碎の問題もあるかと思うが、硬いものでも大丈夫か。

副会長：現在の施設で容器包装プラスチックについては、袋で集められてきたものは処理
ラインの中で、破袋機で破って選別しているがバケツなどの大きな塊が入った際
には設備的に難しいかと考えている。実際手選別で処理しているので、人員の配
置や作業ラインの長さを伸ばすといった対応が必要となるので、そこが今後の課
題となる。

会長：全国的に見ると製品プラスチックのリサイクルを実施している自治体はまだ圧倒
的に少ない。近くにそのようリサイクルを請け負う事業者があればそこに運搬
するという事はできるが、プラスチック新法に基づいた動きというのはまだこ
れからなところがある。京都市もおそらく来年には実施するのではないかと思
うが、先例も見ながら、また施設や収集システムの方も検討していくことになる
と思う。

委員：プラスチック新法は、まず製造者の段階で色々と施策を要求しているので、廃棄
物の処理の方は、もっと先になると思うので今は考えなくてよい。

会長：なかなかすぐにはできないかとも感じる。

委員：廃食油回収活動の支援について、市役所での拠点以外にもやっているところはあ
るのか。

事務局：コスモスグループというボランティア団体があり、市内13ヶ所、市内の民家などで回収拠点という形で設けていただいて、回収されている。

会 長：その辺は広報活動的に市として支援があるのか。

事務局：年に1度だが、広報紙にてコスモスグループの活動をコラムの記事で掲載している。

会 長：今度改定予定のごみの出し方のパンフレットとかで掲載する予定はあるのか。

事務局：ごみ減量のしおりにおいても掲載しているが、情報が古いのでブラッシュアップしたものを作りたい。

会 長：収集業をされている委員の意見を聞きたいが、現状指定ごみ袋制度に移行して、その他プラの収集について回収カゴから溢れている状況とか、他の回収方法について考えることはあるか。加えて、プラスチック新法の関係でより硬いプラスチック製品が混ざることになるが、収集上の課題や検討して欲しいことなど意見はあるか。

委 員：当然、出す時間や場所の要望はよく理解できるが、向日市においては従前からステーション制でご協力をいただいている場所について、長時間出せるようにすると近隣への騒音やゴミの散乱など色々な問題があるので難しいと考える。これがいい案なのかかわからないが、現状のステーション製の回収方法と併せて、向日市役所で設置している、24時間出せるような拠点回収を市内のどこかで探して、設置できればいいのかなと思う。プラスチック新法の方に関しては、先月私が環境省のリサイクルに関する講演を聞いてきたが、まだ政令市でも、それに踏み切れないということで他の委員も意見されたように、一般的な小さな自治体ですぐに移行するのは難しいと、環境省自体も意見していた。何か答えをあえて出すのであれば、24時間出せる拠点回収を設置できるスペースを確保するところから始めるのが良いと考える。

会 長：委員に再度伺うが、ステーション制から戸別収集に変更した場合のコストはかなり増加するのか。

委 員：各戸収集は素晴らしいサービスなので、実現できれば良いが、収集車両や人員の

問題が解消できるのかなと思う。コスト的には試算はしていないが、感覚的にはそこそこの金額は掛かるとは思う。

会 長：東京の多摩地区は戸別収集に切り替えたと聞いているので全国的に見れば事例はあるので、今後の方策を検討するにあたって一つの案になると思う。要は新しくステーションを作ることが難しいなら家の前だったらどうかということ。他の委員に同じことを伺うが、現状の回収状況や今後の対応、製品プラについて各戸収集の可能性などについて意見はあるか。

委 員：ライフスタイルの変化は分かるが、現状の7時から9時の収集時間を増やすということは、近隣に迷惑かけるということもあり、現在のスタイルで落ち着いているので変更は不要ではないかと認識している。プラスチックに関しては広報などで市民にわかりやすく呼びかけていくと分別が進むと思う。

会 長：収集については、他市と比べ、向日市はものすごく進んでると思う。資源関係をまとめて、大きなステーション作ってそこで係員を配置して、一気に回収しているところはあまり見受けられない。ただ、近隣でも京都市は可燃ごみと同じように袋に入れて資源ごみを収集しているので、どのような方法が向日市にとって一番良い方法なのかこれからいろいろ議論していく必要があると思う。
何でも良いので他の委員の意見を伺いたい。

委 員：先日、新聞で大山崎町がゴミ袋を指定しないという旨の記事があり、結局数パーセントしか減っていない様子だった。乙訓のことなので、向日市や長岡京市と一緒に努力して減量しないと、乙訓環境衛生組合の施設建て替えの際に、今よりも小さい焼却炉にして費用を減らすこともできなくなってしまう。今後、その辺も向日市は当事者として働きかけて欲しいと思う。

会 長：他の意見は。

委 員：自分の家のことだが、家族が分別に非常に熱心である。そのため、月2回の資源ごみの時には両手に持てないぐらいの量を持って出しに行っている。この課題とされているように、2週間に1回の収集頻度では足りないとは感じている。一方で、アルミ缶とかスチール缶とかなどは、積み込むときにすごい音がするので、近隣の方も非常に迷惑じゃないかとも想像できる。
排出音が小さいその他プラスチックなどは、収集頻度を増やしてもそこまで迷惑

にはならないとは思うのでバランスを取って行く必要があるかと。

会 長：例えば、月2回の資源ごみは通常通り全種類集めて、残りの月2回は、その他プラだけ集める場合なら大丈夫そうだとということか。その辺は収集業者の立場からするとどうか。

委 員：1回の収集における走行距離が相当伸びるということもあるが、品目毎に収集車を走らせているので、人員の問題、車両の問題が解決されれば可能性はあるが現状では困難かと。

会 長：今はごみの種別毎に車も人も手配しているということか。

委 員：その通り。

会 長：その辺りはやり方によっては可能性もあるかなと思う。様々なことを考えながら、何が一番利便性も高くして資源もきちんと集まってかつコストもそこそこでいけるのか。難しい課題だが、委員の知恵をいただきながら、今後考えられると思う。

意見も出尽くしたようなので、これで審議を終わりたい。

事務局：今後のスケジュールについて、次回の審議会については、指定袋制度に移行して、1年間の収集量の比較資料ができ次第開催としたい。併せて、事務局で今回議題に挙げた課題について状況を整理して、令和5年度の早い時期に、会長と相談して、日程を決定する。